

四万十町人事行政の運営等の状況を公表

「四万十町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、四万十町における令和7年度人事行政の運営等の状況を公表します。

■ 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		7 年	8 年		
一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
	総 務	37	35	▲2	・ 職員派遣による減(▲1) ・ 事務配分の見直し(▲1)
	企 画	13	9	▲4	・ 人材育成推進センターの廃止(▲2) ・ 四万十川振興室の廃止(▲2)
	住 民	16	16	0	
	税 務	13	13	0	
	民 生	66 (9)	64 (8)	▲2 (▲1)	・ 社会福祉業務の体制強化(1) ・ 保育所職員(再任用含む)の退職不補充(▲3)
	衛 生	20	20	0	
	農林水産	20	20	0	
	商 工	16	16	0	
	土 木	17	16	▲1	・ 職員派遣による減(▲1)
	小 計	221 (9)	212 (8)	▲9 (▲1)	
特 行 部 門 別 政 門	教 育	25 (2)	28 (0)	3 (▲2)	・ 高校振興係の新設(2) ・ 教育次長が兼務していた学校教育課長の配置(1)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	28 (1)	28 (1)	0 (0)	
	水 道	5	4	▲1	・ 事務配分の見直し(▲1)
	下水道	1	1	0	
	その他	68 (9)	69 (9)	1 (0)	・ 包括支援センターの体制強化(2) ・ 特老職員(再任用)の退職不補充(▲1)
	小 計	102 (10)	102 (10)	0 (0)	
合 計		348 (21)	342 (18)	▲6 (▲3)	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。赤字下線については法第22条の2第1項第2号(フルタイムの会計年度任用職員)に掲げる職員数です(以下同じ)。

(2) 任用・退職の状況

任 用	事務職	保健師	保育士	保育所 調理師	医師	看護師	介護 福祉士	計
	6	1	1	2	2	1	1	12
退 職	普通退職		定年退職		その他 (再任用任期满了 による者)		計	
	10		0		1		11	

■ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する状況

正規の勤務時間	休憩時間
7時間45分(週38時間45分)	12:00 ~ 13:00
8:30 ~ 17:15	

■ 職員の休業に関する状況

区 分	付与日数	取得状況	備考
有給休暇	年間 20日 <u>(17.7日)</u>	平均 13.0日 <u>(12.7日)</u>	R7.1.1~R7.12.31 <u>(R7.4.1~R8.3.31)</u>
夏季休暇	3日 <u>(3日)</u>	平均 2.8日 <u>(3.0日)</u>	R7.7.1~R7.9.1
育児休業	子が3歳に達するまでの期間	取得者数 12人	無給

■ 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

区 分	降任	免職	休職	降給	計
心身の故障	0	0	2	0	1

分限処分：職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分。

(2) 懲戒処分

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
地方公務員法等に違反	0	0	1	0	0

懲戒処分：職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行があった場合に行われる処分。

■ 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事許可申請の状況

許可件数	16件
------	-----

※規則により任命権者が認める場合に限り、例外的に営利企業等に従事する許可を得ることができます。

(2) 職務専念義務免除の状況

区 分	承認件数
研修を受ける場合	3件
その他特別の事由がある場合	7件

※法律又は条例で定めに該当する場合、限定的にその職務専念義務免除が認められています。

■ 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 職員の研修の状況（職種別研修を除く）

研修機関	研修区分	研修内容	受講者
こうち人づくり 広域連合	階層別	新規採用、5年目、10年目、係長、課長補佐、課長、基本研修（一般）、基本研修（管理職）	90
	能力向上 ・開発	自治法務、基礎から学ぶ複式簿記、滞納整理事務、文書事務、契約事務、人事・研修担当、チーム向上、ダイバーシティ推進	34
市町村アカデミー	—	業務改革（DX）のためのデジタルツール活用実践講座	1
公益社団法人高知県建設技術公社	—	土木技術職員初任者研修	1
日本経営協会	—	出納事務の合理的運用実務	1
町独自の主な 研修	総務課	人事評価制度研修（被評価者）	16
		新採職員研修	7
		セルフケア研修 （人づくり講師派遣）	56
		刈払機取扱作業安全衛生教育（草刈り講習）	25
		伐木等の業務に係る特別教育	11
		議会答弁対応力研修	25

		公共施設施設点検研修	3 3
	建設課	排水ポンプ車等操作訓練	7
		重機講習会	1
		高知県震災復興都市計画全体訓練	2
		特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	2
		クレーン運転業務特別教育（吊り上げ荷重5トン未満）	1 0
		高知県被災建物応急危険度判定士	1
		玉掛け特別教育（吊り上げ荷重1トン未満）	1
		高知県住家被害認定士	2
	企画課	時代を読み解き、理想の働き方・生き方を叶える力を身につける	6 8
		四万十町生成 AI 活用セミナー	3 0
		DX に関する勉強会（全9回）	約100 (延べ)
	町民課	職員人権研修	4 3
	健康福祉課	児童虐待予防研修	1 7
		重層的支援体制整備事業研修	4 7
		高幡ブロック精神障害者家族会研修会（ドキュメンタリー映画「どうすればよかったか？」上映）	4 4
	危機管理課	小型重機研修	3 1
		風水害職員研修	8 1
		南海トラフ地震勉強会	2 2 5
		災害対策本部 BCP 訓練研修	4 4
	学校教育課	教育・福祉人材交流研修会	2 0
市町村共済組合	—	ライフプランセミナー	2

（２） 人事評価の状況

平成28年度から、職員の能力と業績に基づく人事評価制度を本格実施し、その評価結果を勤勉手当と昇給に反映しています。また、人事異動、人材育成などに活用しています。

勤勉手当と昇給への反映状況（令和7年度の評価結果の反映）

	勤勉手当			昇給		
	上位	標準	下位	上位	標準	下位
分布率	0. 6 0 %	9 7. 9 1 %	1. 4 9 %	0. 0 0 %	9 8. 5 1 %	1. 4 9 %

■ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生事業の状況

事項		対象者等	実施金額
四万十町	法定健康診断	希望職員	209,000 円 <u>(16,610 円)</u>
高知縣市町村互助会	給付事業・短期人間ドックの利用助成・保養施設利用助成・厚生事業・貸付事業・退職福祉部事業・団体定期保険事業	該当職員 希望職員	25,240,780 円 (内会員掛金額) 14,810,210 円
【特記事項】 高知縣市町村互助会会員数 618人 (令和8年4月1日現在)			

(2) 公務災害補償の申請状況

区 分	件 数	公務災害の概要
公務災害	4 件	蜂刺傷2件、作業中によるケガ2件

■ 高知県人事委員会からの状況報告

職員の勤務条件に関する措置の要求	要求件数 0 件
職員に対する不利益処分に関する不服申立	申立件数 0 件